

§2 事実と価値の二分法の検討

(1) 事実と価値の二分法への批判1

#醜い家鴨の子の定理 (渡辺慧『認識とパタン』岩波新書、1978、101頁) (再説明)

「二つの物件の区別がつくような、しかし、有限個の述語が与えられたとき、その二つの物件の共有する述語の数は、その二つの物件の選び方によらず一定である」 (101)

醜い家鴨の仔の定理

まず次の二つの述語を考える。

A「赤い」

B「目方が一キログラム以上である」

(この二つの述語が適用される物件の集まりを考える。)

一つの対象をとり挙げれば、それはAであるか、Aでないかであり、さらにBであるかBでないかであるので、次の4通りになる。

ここから次の4つの述語を作ることができる。

a1「 $A \wedge B$ 」

a2「 $A \wedge \neg B$ 」

a3「 $\neg A \wedge B$ 」

a4「 $\neg A \wedge \neg B$ 」

どの対象も、この4つのうちのいずれかの性質を持つ。つまり、対象をこの4つに分けることができる。この4つの性質から二つずつ取る取り方は、6通りである。

b1: a1とa2、 A

b2: a1とa3、 B

b3: a1とa4、 $(A \wedge B) \vee (\neg A \wedge \neg B)$

b4: a2とa3、 $(A \vee B) \wedge \neg (A \wedge B)$

b5: a2とa4、 $\neg B$

b6: a3とa4、 $\neg A$

上記のa1～a4から3つずつ取る取り方は、4通りである。

c1: a1とa2とa3、 $\neg A \wedge \neg B$

c2: a2とa3とa4、 $\neg (A \wedge B)$

c3: a3とa4とa1、 $A \wedge \neg B$

c4: a4とa1とa2、 $\neg A \wedge B$

上記のa1～a4から4つずつ取る取り方は、1通りである。

d1: a1とa2とa3とa4、 $A \vee \neg A \vee B \vee \neg B$

上記のa1～a4から0つずつ取る取り方は、1通りである。

e1: ϕ ゼロ

4つの対象の集合があるときには、対象の集め方は、

4つから1つ集める時が4通り、2つ集める時が6通り、3つ集める時が4通り、4つ集める時が、1つ。合計16通りである。

4つの性質から一つ集めてできる性質を一位の性質、二つ集めてできる性質を二位の性質、三つ集めてできる性質を三位の性質、四つ集めてできる性質を四位の性質、0個集めてできる性質を0位の性質とよぶ。

一位の性質では、a 1とa 2が共有する性質はありません。2位の性質では、a 1とa 2を合わせた性質が、a 1とa 2が共有するせいしつになります。3位の性質では、a 1とa 2ともう一つを合わせた性質が、共有する性質になります。これには2つあります。4位の性質で、共有する性質は一つです。0位のもので、共有する性質は0個です。

以上の数は、a 1とa 2の対象に限りません、どんな二つ対象でも、それが共有する性質の数は、a 1とa 2が共有する性質の数と同じになります。

この論証では、最初の性質がAとBの二つだけですが、3つ以上であっても同様です。

このように考える時、任意の二つを選んだ時にそれらが共有する性質の数は、他の任意の二つを選んだ時にそれらが共有する性質の数と同じになります。

「別の言葉でいえば、類似性を共通する述語の数で計ることにすれば
「すべての二つの物件は、同じ度合いの類似性を持っている」ということになります。」(101)
「類というものは、全く勝手に集めた個物の集まりに一つの名をつけたにすぎない」(102)
「この定理から抜け出るためには、ある述語は他の述語より「より重要である」ということを認めなければならないでしょう。そうすれば、類似しているということは「より重要な述語を共有している」ということにあり、そういう共通な重要な述語の数なら、二つの物件の対によって違いますから、類似の度合いを語ることができましょう。」103
「従来の哲学では、「認識」ということと「価値」ということとは独立なこととみなされてきましたが、我々の「醜い家鴨の仔の定理」は、この分離の誤りであることを、端的に教示しているといえましょう。

このように述語の重要性の度合いを導入すれば類似性の度合いが生じてきて、物件間の距離という観念に意味が出てきます。」(105)

渡辺のこの発言は、事実と価値の二分法批判がそれほどポピュラーでなかったときに、すでに厳密な仕方でそれを論証しているものとして、注目に値する。

渡辺が言うように、対象についてある性質を取り出すことは、すでに価値判断である。ところで、対象についてある性質を取り出すことは、問いに対して答えることであるが、問いは、問いに対する可能な答えの集合を設定している。したがって、問うことが、すでに一定の価値判断を行うことなのである。

ここでの「価値判断」は、通常「事実判断」と区別されているような「価値判断」ではない。「AとBが似ている」という判断は、似ている性質が、価値的なものであれば、価値判断に分類されるが、似ている性質が、例えば色や形のような価値にかかわらないものであれば、事実判断に分類される。しかし、渡辺によれば、このような意味の事実判断も、ある事実的性質を他の事実的性質よりも重要なものとみなすことによって可能になる。この重要性を、「認識的価値」と呼んでもよいかもしれない。

(2) 事実と価値の二分法への批判2 パトナムの議論の紹介

参照：Putnam The Collapse of the Fact/Value Dichotomy and Other Essays 2002、『事実価値の二分法の崩壊』藤田晋吾、中村正利訳、法政大学出版局 2006。(以下の引用ページ数は、訳書のもの)

#ポストモダニズムの到来

パトナムによれば、事実／価値の二分法（「存在」対「当為」）と分析的－総合的の二分法（「諸概念の関係」対「事実」）の二つの二分法は、古典的経験主義と20世紀の論理実証主義の基礎であった。

「これなしに思考するようになることは、本物の「ポストモダニズム」の途につく－文化のあらゆる重要な分野において、知的可能性の紛れもない新領域に入る－ことなのです。」9

事実／価値の二分法と分析／総合の二分法の崩壊

・分析と総合の区別

分析的真理とは、「意味のみによる真」である。総合的真理は、それ以外の真理である。したがって、「意味のみでなく事実によって真」と言ってもよいだろう。分析と総合の区別は、意味と事実の区別（あるいは、意味に関する規約（定義）と事実に関する記述の区別）に基づいている。クワインは、「経験論の二つのドグマ」(1951,1953)において、この区別ができないことを論証した。

しかし、パトナムによれば、クワインによる分析と総合の二分法の批判は正しかったが、分析と総合の区別を排してしまったことは行き過ぎだった。彼は、この二つの間に厳密な境界線を引けないことを認めるが、他方で、明らかに分析的な真（例えば矛盾律）、明らかに総合的な真があることをみとめる。つまり、中間にグレーゾーンを認める。

「分析的文のクラスを観察テストにさらされる諸真理から区別することにはいかなる意味もないと主張することによって、[クワインは] 風呂桶の水と一緒に赤子をも流してしまったのです。」

14

「[私は、] クワインの洞察（分析的真理か観察的事実についての言明かのどちらにも単純には分類されえない言明が広汎に存在するという洞察）を受け入れつつも、次のような具体的に明示できる区別、すなわち、語の意味によってトリビアルに真であるようなある言明とそうでない言明との間の区別の、そのどちらかの側におさまるようなケースも存在する、という穏健な考えを維持することが可能だと論じました。」14

ところで、パトナムの表現によれば、クワインは、「規約と事実との絡み合い」の現象によって、分析と総合の二分法を批判したのであり、パトナムはこれにならって、「事実と価値の絡み合い」(the entanglement of fact and value) の現象によって、事実と価値の二分法を批判しようとする。

(パトナムは、事実と価値の二分法を否定するが、おそらくその区別はみとめるのだろう。つまり、単に事実判断であって価値判断ではない判断、単に価値判断であって事実判断ではない判断、を認めるのだろうと推測する。(この確認は宿題))

パトナムは、経済学者ヴィヴィアン・ウォルシュが語ったことを、彼なりに言いなおす形で、次のように主張しています。

「ウォルシュは、カルナップが、「事实的文」は個別に感覚経験と付き合わされるという構図を(1936年から1939年の間に)放棄し、さらにクワインが、論理実証主義者たちの構図、彼らが科学の言語と呼んだものが「事实的」部分と「分析的」部分とに截然と分割されるという構図を批判した後には、古典的な事実／価値二分法を擁護する全議論は崩壊したのだ、

そして、「論理実証主義が言ってもおかしくない限りで」、科学は、経験と規約だけでなく、価値を前提しているといっただけであろう、と主張したのです。」(34)

プラグマティスたちは、すでにこれを主張していました。「科学は、**認識的価値**を前提しているのです」³⁴ 彼らが考える**認識的価値**とは、「**首尾一貫性、単純さ、その他**」³⁶ でした。

(入江：渡辺慧が主張していた認識的「価値」は、これらの認識的価値よりもさらに基底的なものであるように思われます。)

認識的価値と倫理的価値の違い

パトナムによれば、「認識的価値」は世界の記述に役立つが、これに対して「倫理的価値」は世界を記述するのではない。しかしこれもまた客観性を持つ。例えば、数学は、世界を記述するのではないが、「対象なしの客観性」をもつと同様である。客観性をもつことと、世界の記述であることを等値することはできない。「客観性を記述と等値することはもうやめるべき時だ、ということです」(38)

この個所からすると、パトナムは、価値が実在するとは考えないように思われる(この確認も宿題)。

「濃い」倫理的概念 39

「事実と価値の絡み合いは、論理実証主義者たちが認めていたような事実と認識的価値とが絡み合うといった種類のものに限られるわけではありません。」(39)

例えば、「残酷な(cruel)」は規範的な、倫理的な使い方を持つが、記述的名辞としても利用される。「罪(crime)」も同様である。このような概念を「**濃い倫理的概念 (thick ethical concepts)**」と呼ぶ。⁴⁰ この概念をめぐる、二分法批判者と擁護者の間に論争がある。

二分法批判者：Philippa Foot, Iris Murdoch, John McDowell, and David Wiggins

二分法の擁護者：R. M. Hare and John Mackie

擁護者たちの返答は、3つに分かれる。

返答 1：濃い倫理的概念は、事実を記述しておらず、単に倫理的な概念であるにすぎない。

返答 2：濃い倫理的概念は、明白な事実的概念であって、倫理的ないし規範的概念ではない。

(ヘアは、「粗野な」についてこう考えた。マッキーは、「残酷な」について、こう考えた)

返答 3：濃い倫理的概念は、純粹に記述的な成分と「態度的」成分とに「要素分解可能だ」と主張する。(ヘアは、「残酷な」についてこう考えた。)

返答 1 について：ヒュームの「我々が罪と呼ぶところの事実はどこにあるのだろうか」という修辭疑問に対して、そのような事実を指し示すことはできない。

この返答を受け入れることは、全ての濃い倫理的概念を追放する。

パトナムは、次の「薄い倫理的語」については、その反論は、一層もっともらしく見えることを認める。「薄い (thin)」倫理的語：「善い (good)」「べきである (ought)」「正しい (right)」, これらの反対の「悪い (bad)」「してはならない (must-not)」「悪い (wrong)」, また「美德 (virtue)」「悪徳 (vice)」「義務 (duty)」「責務 (obligation)」など。

しかし、ヒュームといえども、例えば「気前のよい」「気品のある」「腕のいい」「しっかりした」「無作法な」「意志薄弱な」「卑猥な」を、いかなる「事実」も対応しないところの概念に分類した意図はおもわないでしょう。

返答 2 について：

「濃い倫理的概念は、明白な事実的概念であって、倫理的ないし規範的概念ではぜんぜんない。」（ヘアは、「粗野な」についてこう考えた。マッキーは、「残酷な」について、こう考えた(cf. 46)）

返答 3 について：「濃い倫理的概念は、純粹に記述的な成分と「態度的」成分とに「要素分解可能だ」と主張する。」（ヘアは、「残酷な」についてこう考えた。）

この「要素分解可能」を、パトナム、マクダウェル、アイリス・マードックは、批判した。もっとも重要な批判点は、次である。

「例えば、「残酷な」の「記述的意味」とは、何であるかを「残酷な」という語やその同義語を用いずに述べることができない、という不可能性にぶつかって挫折します。」 45

入江のコメント：

「勇気のある」と「無鉄砲」とは、記述的な成分として「生命身体を賭けることをおそれない」を共有しており、評価的成分としてそれぞれ「よいないし思慮深い」と「悪いないし愚かな」を持っていると説明できるのではないか。

たとえば、前述の、「気前のよい」「気品のある」「腕のいい」「しっかりした」「無作法な」「意志薄弱な」「卑猥な」なども、それぞれ次の語と、記述部分を共有するのではないか。「しまりがいい」「済ましている」「…」 「かたくなである」「元気がよい」「繊細」「精力的」。同じ記述的内容をもち、かつ評価的内容の異なる語があるのではないか。つまり、これらについては、記述的要素と評価的要素を分けられるのではないか。

ミニレポート課題：

「あなたは、事実と価値の二元論批判を採用しますか？ 二元論擁護を採用しますか？ 後者の場合、二元論擁護者のどの返答を採用しますか？ それぞれ理由を述べて教えてください。」

「「悪口」や「ヘイトスピーチ」についての議論は、事実と価値の二元論批判か擁護かによって、何か影響を受けるでしょうか？」